

議長（高木将君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

26番宇野隆子君の発言を許します。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 日本共産党の宇野隆子です。発言通告に基づき、8項目について一般質問を行います。

最初に、新年度予算編成について伺いたします。

景気回復期が戦後最長を超えたとされており。しかし、生活はむしろ厳しくなっているというのが市民の実感です。私も日本共産党が実施した市民アンケートでは、市民の60%が「暮らしが悪くなった」と答え、それに対し「よくなった」はわずか2%でした。内閣府が発表したミニ経済白書も、景気が回復しているという実感が乏しいとの指摘があると、このように述べております。

本日の新聞記事によりますと、国の財政方針ですけれども、総務・財務両省が16日、2007年度の地方財政対策で、地方税と、地方特例交付金も含む地方交付税など、合わせて一般財源総額を06年度58兆7,000億円並みに確保する方向で最終調整に入ったということです。地方一般財源総額ですけれども、地方交付税15兆円台、これは前年度に比較しますと減になりますけれども、この地方交付税と合わせて前年度並み確保を目指すとしております。

来年ですけれども、定率減税全廃ということで、1兆7,000億円もの増税が決まっております。また、住民税などもことしに引き続いて増税に、これはさらに次の年も増税になるということが既に決まっているわけです。また、政府与党は、参議院選挙後に消費税の税率引き上げを検討する構えも明らかにしております。市民生活は、本当に増税、負担増を押しつけられ、生活はますます深刻になるばかりです。合併して3年目に入りますが、今こそ住民の安全、健康、福祉を守るという、自治体本来の使命に沿って、暮らしと営業を本気になって守ろうとする予算編成にすることを強く求めたいと思います。

こういう増税の中で、暮らしをしっかりと守るということについては、どのような来年度の編成方針の中でこれが検討されるのか、その姿勢について伺いたしたいと思います。

また、市町村合併の中で、「負担は軽い方に、サービスは高い方に」という考えが進められてきました。しかし、国保税一つとってみても、これは高い方に合わせたと。また、介護保険料なども引き上げられました。私は、合併するまでの「負担は軽い方に、サービスは高い方に」、これはそれまでの話なのか、これではあまりにも無責任極まる問題だと思います。この点についても、予算編成の中でどのように考えているのか、伺いたしたいと思います。

それから、財政の見通しについてですけれども、これについても伺いたしたいと思います。

2番目に、PCB処理施設計画の問題について伺います。

事業者のエコロジック・ジャパン株式会社から計画概要書が県に出されてから、この問題をめぐって市長が県から事前審査の意見照会が求められ、地域住民の賛同が得られない

として、3月1日、建設反対の意見書を県に出してから9カ月以上が経過いたしました。この12月4日には、産業廃棄物処理場反対合同連絡会から6,207名分の反対署名が市に出されております。今回の署名簿提出に際しても、市長は、住民の健康被害や風評被害を考慮して、建設に反対する意向を会長に伝えたそうですが、今までの経過と状況を踏まえての市長のご見解を改めて伺いたいと思います。

また、私は9月の定例議会でもこの問題を取り上げてまいりましたけれども、県との関係ではどのような動きがあったのかどうか、この間の状況について伺いたいと思います。

このエコロジック・ジャパンですけれども、共同出資者である日本車両株式会社が、今建設されているPCB処理施設建設の事業主体でありますけれども、この日本車両が自社前に、愛知県半田市に、国内で初めて民間としてPCB処理施設を建設しております。ですから、私は、この日本車両の半田市での動きについてこの間ずっと追って、いろいろ資料を集めてまいりました。少しこの中身についてお話ししたいと思うんですけれども、半田市のPCB処理施設において、ことしの3月に半田市議会が、無届け改造を行う日本車両に対して企業としての倫理確立と責任を求める決議を全会一致で採択しているわけです。

この全文を読み上げますと、「PCB廃棄物処理施設を設置する日本車両製造株式会社に企業としての倫理の確立と責任を求める決議」ということで、長いので、ちょっと省略しながら、日本車両が「愛知県に提出した許可図面とは違う装置や、無届けによる装置を設置していたことが明らかとなり、市民への不安は増大し、その責任は重大である。半田市としてもこれまで法令遵守に関する認識不足を指摘し、住民への不安解消に全力をと指摘してきたところであるが、市民への説明も1か月経過してやっと3月16日にPCB処理監視委員会への報告がされた。この様な対応の遅さに憤りを覚えるものであり、問題の重大性を認知していない対応は情けない結果であるといわざるを得ない。社会的責任が欠如している企業に、果たしてPCB廃棄物処理が安全に運営できるか大いに疑問の残るところである。半田市議会としては、市民の不安解消を第一とし、12万市民の安心と安全を守る声の代弁者として、この様な不祥事を二度と起こさないこと、今回の改造経過を明らかにし、住民への説明責任を果たすこと、今後、常に事業経過を明らかにし、企業の責任、姿勢が明確になるまで操業しないことを強く求める。以上、決議する」ということで、平成18年3月24日、半田市議会でこのような内容を決議しているわけです。

日本車両は、またことし8月から10月にかけて実施した非PCB負荷試験で、安定したデータが出ないとする文書を監視委員会に提出しております。その原因調査のために追加試験を実施したが、安定したデータが得られず、再度追加試験を実施したいと記載をしております。そして、11月14日に監視委員会が予定されていたわけですけれども、負荷試験の結果報告書が出せないということを明らかにして、この委員会を延期してもらっている。

今回のこの一連の追加試験ですけれども、気相水素還元法の原理だけでPCBが安全に処理できるとした事業所の想定が外れていることを意味していると、このように専門家も

述べております。国の認定試験を受けるための実証試験以外、実機試験を1度も行っていません。これは、当然の結果だと言えると私も思います。

さらに、11月6日にはPCB処理施設で事故が発生していることが、今月の半田市議会で明らかになり、日本車両が慌てて事故報告書を提出、愛知県と半田市が立入検査を行ったそうです。住民の安全に重大な影響を及ぼす可能性のある施設では、情報公開や安全対策、事故の際の報告と対処は、企業の当然の義務です。今回の人身事故隠して、本当に安全に運営できるのかが問われることになっております。

私は、こういう半田市の状況を執行部が正確に把握していると思いますけれども、この企業の社会的責任等々も含めて、こうした内容をどのように受けとめておられるのか、伺いたいします。

3番目に、いじめなど子供をめぐる問題の対策について伺います。

先ほど来、いじめの問題、対策について真剣に論議がされているところです。各地で子供がいじめによって自殺に追い込まれるという事件が相次ぐなど、本当に深刻な事態が続いていると思います。福岡県の中学校2年生の男子が、いじめられてもう生きていけないと。すぐ死を選んだわけではありませんけれども、こうした叫び、本当にこのような悲痛な遺書を残して命を絶っているわけです。いじめによる子供の自殺というのは、教育の場で絶対にあってはならないことだと思います。

常陸太田市のいじめの状況がどうだということで、先週の一般質問以来出されておりますけれども、この中で、11月上旬に調査を行ったという教育長の答弁ですけれども、4月から10月末までの状況を調査したと。小学校、中学校合わせて110件と、そのうち解決したのは88件と、ちょうど8割に当たるわけです。現在、まだ未解決中の事件が22件あるということですから、一つひとつ真剣な対応があったかと思っておりますけれども、どのようにそれぞれの諸問題について当たってきたのか、伺いたいと思います。

文科省が10月19日に、非常に深刻な事態が起きているということで、全国の教育委員会の担当者を集めて会議を開いております。文科省が会議で配付し、説明した「学校におけるいじめの問題に関する基本的認識と取組のポイント」と題する文章には、いじめについてはどの子にもどの学校にも起こり得るということを十分認識すべきだと、非常に強調されておりますけれども、幾つもの取り組みのポイントが出されております。

要するに、いじめの件数は少ないか多いかよりも、いじめを早期発見し、教師集団が協力し合って問題解決に当たることが何よりも大切だと、このように言っております。この方針は、この限りではそのとおりだと私も思います。

しかし、中学生が自殺をした福岡県の筑前町ですけれども、事件後七、八件のいじめがあったことが明らかにされております。報告ではゼロということになっていました。福岡県では県の教育委員会が、市町村の教育委員会の指導主事を集めた会議でいじめは1件もあってはならないと強調して文科省が言っているとおりですね。全県の学校に指示をしていたと。そのもとで、教師や父母からは、いじめを明かせばだめ教師と評価されか

ねない、いじめがあると校長や教師がマイナス評価となると、こういう風潮がつくられていたという報告も出されております。

茨城県教育委員会、また当市の教育委員会では、このようないじめの数が、学校と教員の評価につながっているような事態があるのかどうか、お伺いをいたします。また、どのような報告をされているのか、この件についても伺いたいと思います。

いじめがどうして起きるのかということですが、それは、道徳心の問題だけで説明がつく問題ではありません。子供たちが非常に強いストレス、抑圧感にさらされていると。そのはけ口としていじめの行動を起こすことが指摘されております。なぜこのような状態に追い込まれてしまうのかという点について教育長はどのようにお考えなのか、伺いたいと思います。

4番目に、校舎の耐震診断と耐震化計画についてお伺いいたします。

茨城県の耐震診断率が32.3%と全国で42位、これは全国平均67.9%を大きく下回っており、大変な問題だと思います。耐震強度に問題がある校舎については、児童生徒の命と安全を守る最優先の課題として取り組むべきです。建築基準法改正による当市の耐震診断については、当初予算と9月の補正予算の中で予算化され、今年度中には、対象となるすべての校舎の診断が行われる計画になっておりますけれども、その状況と、今後の耐震化についてどのように促進されるのか、お伺いいたします。

5番目に、就学援助制度の活用について伺います。

就学援助の対象となるのは、生活保護世帯とそれに準ずる世帯、準要保護の児童生徒です。05年度から、就学援助に対する国庫補助金が生活保護世帯だけに限定され、準要保護に対する援助については交付金に一般財源化されました。

憲法26条では、義務教育無償や教育の機会均等を定めております。今、リストラや失業、そして増税に直面して、子供の教育費に苦慮している家庭もふえております。私は、この間の就学援助の状況がどうなっているのかということで、調べてみましたけれども、平成16年度小中学校合わせて163人、要保護認定者数は除きますけれども、平成17年度156人、平成18年度12月1日現在で152人と、この3年間のうちに10人以上も減になっているということで、私は、こういう今の市民をめぐる状況の中で、給料、賃金そのものが非常に減になっている中で、対象者がふえるということはあっても、減るということはないのではないかなと、この表を見ながら思ったわけなんですけれども、制度が変わった、財政危機などの口実で対象者を絞り込むことがないように、きちんと趣旨に沿った活用が求められていると思いますけれども、どのように行われているのか、また、当市における周知と活用状況について伺いたいと思います。

6番目に、福祉用具貸与の緊急調査と対策についてお伺いいたします。

私は、この福祉用具貸与の問題で、9月の一般質問で、介護保険法の改悪により、介護度が軽度な高齢者がことし4月から車いすや介護ベッドなどの貸与が外され、これまでの利用者についても9月末で期限が切れるという問題を取り上げて、相談を受けた介護ベッ

ド利用者の「人間として見放された思いだ」との声を紹介して、これまで利用していた車いすや介護ベッドが取り上げられることがないように、市独自で福祉用具の貸与・購入の助成制度をつくるべきであるということを要望いたしました。

これに対して担当部長が、市の独自助成については、制度変更の趣旨や利用状態などを踏まえて検討課題としたいと、このように答弁をされたわけです。実際この10月から、車いす、介護ベッドの取り上げがされたわけです。別な相談を受けた方ですけれども、ひざに大変痛みのある方で、86歳の女性になりますけれども、要介護1から要支援となっていて、これまで介護保険の中で月1,350円の1割負担のレンタルで多機能ベッドを利用していたわけですけれども、制度改正によって、これを返して、新たに簡易ベッドを月2,500円と、2倍近くの料金になるわけですけれども、これで直接レンタルせざるを得なかった。「年をとってからこんなことになって大変情けない。ベッドを引き取りに業者が来たときは、悲しくなった」と、このように話しておりました。

これまでいろいろご苦労された高齢者の方などを大事にしていかなければならないという意味でも、私は、こういうような痛ましい取り上げなどが行われる介護保険制度の改悪に反対するものですが、やはりこういう介護者への福祉用具貸与への市独自の助成は必要だと思います。ぜひ、再考をお願いしたいと思います。ご見解を伺いたいと思います。

厚労省が8月に、福祉用具を機械的・一律的に回収しないように、これらの問題もいろいろ全国から上がっていて、自治体に求めました。自治体関係者などから判断の方法の検討が迫られ、11月2日に「軽度者に係る福祉用具貸与の取扱い及び利用事例の調査について」という文書を各都道府県に送付されております。日常的に基本動作ができない状態にあるにもかかわらず、現行の判断方法では支給対象とならない問題が発生している場合に、年齢、性別、要介護度、身体具体的な状態、それから日常生活における基本的動作、福祉用具の利用が必要である理由を調査票に記入して、11月20日までに提出することを求めています。当然、本市においても、実態調査を行い、報告したことと思っておりますけれども、その結果をお聞かせいただきたい。

その中で、支給対象にはならないけれども、福祉用具の利用が必要だと判断されて、この間、介護ベッド、車いすを引き続き利用されているケースがあるのかどうか、この点についても伺いたいと思います。

7番目に、住宅リフォーム助成制度の継続について伺います。

この制度は、平成16年度から県北で最初に採用され、当初予算を増額するほど市内業者や市民から大変好評で、制度が利用されてきました。利用状況を見ますと、平成16年度73件、助成金額628万7,000円、平成17年度102件、これは合併をした後ですから、ぐんと件数がふえまして102件、助成金額795万1,000円、工事金額1億6,091万3,000円、約20倍を超えるその経済効果も、こうした制度の目的を十分に果たしていると言えるのではないかと思います。

この助成制度は3年間の時限つきの制度で、平成18年度、今年度までで一応計画は終了ということになっておりますけれども、私は、こうした実績、またこの制度の目的である市民の消費の促進及び市内の商工業等の振興を図るため、市民が市内の施工業者によって住宅の改良・改善工事等を行う場合に、経費の一部を助成するという目的で進められているわけですが、これについても十分その役割を果たしているのではないかと。こういう意味では、地域経済の振興ということでも、今後も生かされていくべき制度ではないかと、このように思いますけれども、今後、継続するかどうか、またこれまでの実績をどのように総括されているのか、伺いたいと思います。

最後に、広報への広告掲載についてお伺いいたします。

ほぼ全世帯に配布されております「広報ひたちおおた」は、非常に工夫をされて、ますます写真も多くなり、読みやすくなっておりまして、担当課の努力が見られるわけですが、ここに有料広告を掲載するとして、広告主の募集を始めました。対象が、もちろん本市以外に、日立市、北茨城市、高萩市、常陸大宮市、那珂市、大子町、東海村と、住所または事業所を有する方として、非常に広範囲の中から募集すると。掲載できない広告ということで、公の秩序及び善良な風俗に反するものというようなことで、この要項が出されておりますけれども、この中で、平成19年1月、2月、3月号と、とりあえず今募集していると。1コマ、大きいので2万円、その半分で1万円という内容に、それぞれ1回ですが、なっております。

今度の第5次総合計画の中でも、地域協働の推進ということで、市民参画による行政運営の方向として、広報広聴活動の充実を挙げております。私は、こういう面では、今後も地域情報の収集、または市民への提供ということでは、ますますの充実を図っていかねばならないと思いますけれども、そういう意味で、今度の広告を載せるということは、1つは、市がお墨つきを与える印象を与えてしまうのではないかと。また、税金を使ってこういう広報を発行するわけで、広告料は取るとはいえ、税金を使って一部の広告、申し込みの業者だけ載せるということはどういうことかと。それも、いろいろ広い範囲にわたってですね。ですから、太田にレストランがあると、北茨城の方のレストランが出ると、こういうところで、地元の商工の振興というときにどうなのかと。

この範囲の問題ももちろんありますけれども、それから、やはり広告を載せるために市民に提供する情報が少なくなるのではないかと、こういうふうなことでいろいろ心配しているわけなんですけれども、こういう問題についてどのように検討されたのか、また、現在11月30日で申し込みを締め切りしたということですが、募集状況についてお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

議長（高木将君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 柴田稔君登壇〕

総務部長（柴田稔君） 新年度予算編成についてご質問がありましたので、ご答弁を申

上げます。

新年度予算編成につきましては、過日、何名かの議員から方針についてご質問を受けて、内容についてはご答弁を申し上げてきたわけですが、特に今回、合併をしまして、その予算編成方針という中で、「負担は低い方に、サービスは高い方に」というのを含めて、財政の見通しというようなご質問があったわけですが。

まず初めに、財政の見通しということでございますが、平成16年度から平成18年度にかけて実施されました、議員ご発言のとおり三位一体の改革による住民税への税源移譲が行われるものでありますが、一方では国庫補助負担金や地方交付税の削減ということで、これまでの財源の確保というのが大変厳しい状況でございます。

平成19年度におきまして、税源移譲や定率減税の廃止も、当然ご発言どおり予定があるわけですが、これに伴う市税の増収が見込めるものの、一方、所得譲与税が、過日もご答弁申し上げましたが、約4億3,000万程度、それと減税補てん債が約5,000万円、それと地方特例交付金、合併によりまして3年間いただけてきましたこれらが1億2,000万というような減額が当然入ってくるわけですが。

そういう中で、先ほどお話にありました地方交付税につきましても、今回、減額が予定されるというようなことで、特に現在の概算要求を見ますと、出口ベースで約2.5%削減、額にしますと約2億3,000万程度というのが、当市でも頭に置く数字かなというふうにとらえておるところでございます。

また、平成19年度につきましては、18年度に市の開発公社が解散をしまして、当初予算で約3億という公社からの歳入があったわけですが、これにつきましても19年度はございませんというようなことで、これらについても大きな減額を当然考えていかなきゃならない予算編成になるということでございます。

また、そういう中で、歳出を見ますと、議員報酬手当が約2億5,000万程度減るんじゃないかというような見方も一方ではできるわけですが。それと、地方債の公債費元利償還金が、平成19年度には償還のピークの年を迎えるというようなことで、これらにつきましても大体38億6,000万ぐらいの償還金を考えてございます。

そういう中では、この地方債は償還のピークを迎えるわけですが、その後、予算編成の中ではこれらを抑制するということで、地方債の発行につきましても、予算編成の中で償還金の0.8倍、約8割程度に抑えていくということで、額では抑えていかなきゃならないというふうに考えているわけですが。

それと、歳出で、大幅な増がこれから事業の中で入ってくるのかなと考えられるのは、高齢者の人口が、合併をしまして、当市の場合比率的に非常に高いという中で、今度の第5次総合計画に基づく施策を実施していくということであれば、これらの高齢者関係の福祉・医療を含めた全体の予算の伸びというのを、頭に置く必要があるんじゃないかなというふうにも考えてございます。

それと、職員の人件費の削減も、今回の議会で減額補正ということでご提案を申し上げ

たわけでございますが、これらの給与の構造改革は、18年度1回で終わるわけじゃございません。18年度からずっと続くというような給与構造の改革でございます。これらを概算的に算出しますと、給与構造改革で職員の人件費も約7,700万くらい減るといような見方を現在しているわけでございます。

そういう中で、歳入歳出とも、19年度の予算編成というのは大変厳しい状況になるのかなというふうに考えていますが、今回、何人かの議員にご答弁をしてみました。編成方針としては、そういうご答弁の内容で予算編成に当たっていくというような考えで、現在、事業を進めているわけでございます。

それと、「サービスは高く、負担は低く」といようなことで、それらをどう考えていくのかということでございます。当然、合併に当たっての考え方としまして、サービスは高く、負担は低くすることが最善であるということでありました。合併前と合併後の状況の変化や三位一体の改革の影響などがありますことから、できるだけ住民負担が少なくなるよう努力してきたところでございますが、今後も、今申し上げましたような人件費を含めたこれらの経費の削減に努めながら、住民負担をできるだけ抑制をしてみたいというふうに、現時点では予算編成の中で考えていきたいなというふうに考えているわけでございます。

そういう中で、予算編成に当たりましては、既存の事務事業の見直しを徹底的に行いまして、市民が真に求めている事業を厳選するといような編成方針を策定して、今、作業を進めているわけでございます。財源が厳しい状況でありますので、管理経費の徹底的な圧縮、さらに財源の捻出を図り、保健福祉を初めとする行政サービスの水準を維持しながら、第5次総合計画の、まとまりました実施計画に沿った編成作業を、これから進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（高木将君） 市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） PCBの処理施設計画の問題についてお尋ねがございましたので、ご答弁を申し上げます。

まず最初に、9月議会定例会以降の、PCB処理施設計画に関します経過についてご説明を申し上げたいと思います。

まず最初に、行政関係におきましては、11月13日に、業者より廃棄物処理施設設置に係る地元関係者等の調整状況調書が提出されました。この調書は、業者が茨城県知事に提出いたします事業計画書の添付資料となるものでございまして、現在、記載内容を精査中でございまして、近日中に、本市より業者に対しまして確認結果通知を送付することといたしております。

一方、地域住民関係といたしましては、9月14日に、住民要求実現水郡地域共同連絡協議会より反対の要望書の提出があり、10月3日には、農業関係団体4団体の連名によ



ります建設反対に係る要望書が提出されております。10月27日に、産業廃棄物処理場建設反対合同連絡会よりPCB産業廃棄物処理施設建設反対の署名簿が提出されております。また、さらに12月4日にも、同団体から、反対にかかわります署名簿の提出・陳情がございました。内容につきましては、常陸太田市民及び常陸大宮市民で構成されております。前回分と合わせました反対署名数は7,585人となっております。これらを含めまして、今までに合計7件の反対要望書が出されているところでございます。

一方、茨城県の対応についてでございますが、市から既に提出をいたしました意見書は重視をすることを確認いたしております。

なお、地元関係者等の調整状況調書にかかわる住民との調整問題につきましては、施設が立地される地域の周辺住民の意向が最も重要であることは、申すまでもございません。

以上のような観点から、これまでもご答弁を申し上げますように、地域市民の安全と安心の担保ができないものであって、しかも地域住民の同意が得られないものにつきましては、これまでと同じ考え方、反対をしていくところでございます。

以上でございます。

議長（高木将君） 教育長。

〔教育長 小林啓徳君登壇〕

教育長（小林啓徳君） いじめなど子供をめぐる問題の対策についてのご質問にお答えをいたします。

まず、いじめの件数が学校評価の対象になっているのではないかという点でございますが、いじめの発生件数が多い学校、すなわちそれが指導がなっていないというような単純な評価はしておりません。

本市で実態調査をしております、この110件という数字をどう見るかということでございますが、子供たちが集団で活動するところ、いじめはどこでも起こり得るものと考えております。そういう点からすると、この数字が出てくるということについては、学校としていじめの実態を確実に把握をし、そして正確に報告をしてくれたものと思っております。

ただ、先ほど申し上げましたように、陰湿で見えにくいものでございますので、特に中学校等になりますと、学校現場だけではなく、携帯電話あるいはホームページの書き込みなど、さらに現在の機器に絡む新たないじめも起きているように聞いておりますので、さらに実態把握に努めていきたいというふうに考えております。

それから、2点目といたしまして、子供たちはどのように追い込まれているんだろうかというようなお話がございました。先ほど申し上げましたように、子供たちのいじめ問題は、まさに現代社会のひずみを反映しているものと思っております。社会が大きく変化をした面から、あるいは少子化等により対人関係が希薄化していること、さらには子供たちが巻き込まれるような犯罪がふえてきているようなこと、さらに、体験不足から挫折を味わう機会がなかなかないというようなこと、そういう状況の中で成長していると。そうい

う面で、先ほど申し上げましたように、ストレスの解消、あるいは欲求不満の解消になっている面があるんだということ。保護者の意識、期待が学力面に集中している点も、あるいは関連しているかと思いますが、そういう面で、子供たちのストレスも十分いやされないまま学校の方に登校して、発散の場になっているということも、一見見受けられる面がございます。

いじめにつきましては、繰り返しますが、どこでも起こり得るものというふうに認識しておりますけれども、本市におきましても、限りなくゼロに近くなるように、学校関係者あるいは保護者の協力をいただきながら、今後とも進めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、2点目の、校舎の耐震診断と耐震化計画についてのご質問にお答えをいたします。

現在、3社による業務委託契約によりまして、耐震化優先度調査を実施しております。この優先度調査は、昭和57年3月以前に建築されました幼稚園、小中学校施設に対し、どの施設から耐震診断、または耐力度調査を実施すべきか、その優先度を検討することを主な目的として実施するものであります。

当市の調査対象は、校舎28棟、屋内運動場15棟、計43棟となっております。工期の短縮等を図り、この調査を効率的に行うために、3本に分割して発注をしております。工期につきましては、まず1つとして、平成18年11月23日から平成19年1月21日までの60日間のもの、それから、同じく平成18年11月23日から平成19年1月31日までの70日間のもの、そして、平成18年11月23日から平成19年2月10日までの80日間までの3本立てとなっております。

調査内容につきましては、資料収集等の基本調査と事前調査を含む本調査、そして報告書作成に大別をされております。平成18年12月12日現在の進捗状況でございますが、資料収集等の基本調査が間もなく終了いたしまして、コンクリート強度等に係る本調査に入るところでございます。

今後、幼稚園、学校施設の地震等災害に対する安全性の向上を図るため、この耐震化優先度調査の結果を踏まえ、また、各施設の老朽箇所の改修工事や、学校施設検討協議会の答申を十分考慮しながら、既存建築物の耐震化計画を定め、順次計画的に耐震化を推進していきたいというふうに考えております。

続きまして、就学援助制度の活用についてのご質問にお答えをいたします。

就学援助制度につきましては、常陸太田市就学援助費事務処理要領により実施をしております。平成16年度から18年度3カ年の就学援助費の人数についてでございますが、先ほど議員の方からご発言がありましたように、平成16年度については、要保護、準要保護合わせて、小中学校両方の合計ですが177人、平成17年度が要保護、準要保護合わせまして166人、前年比11人の減でございます。それから、18年度、今年度12月1日現在でございますが、現在のところ要保護、準要保護156人、前年に比較します

とマイナス10人という状況でございます。この法定の手續につきましては今までどおり実施をしております、決して絞ってやっている状況ではございません。

次に、就学援助制度の周知のことでございますけれども、「市民生活ガイド」及び市のホームページ、広報・お知らせ版に掲載をいたしまして、周知を行っているところでございます。また、教員による児童生徒の家庭訪問時において、家庭状況を確認し、対応もしております。

次に、国庫補助金の要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金のうち、準要保護児童生徒援助費補助金が平成16年度末に廃止されております。平成17年度より準要保護に対し、市独自の援助費として引き続き支給しておるところでございます。

議長（高木将君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 増子修君登壇〕

保健福祉部長（増子修君） 6点目の、福祉用具の貸与の緊急調査と対策についてお答えをいたします。

初めに、県からの照会で、特殊寝台と車いすに係る福祉用具の貸与事業に係る実態調査でございますが、11月17日に回答した結果について申し上げます。特殊寝台につきましては、経過措置者数が99人でございます。一定の例外となる利用者数はありませんで、ゼロ人でございます。それから、車いすにつきましては、経過措置者数が24人ございまして、一定の例外となる利用者数が8人でございます。

次に、経過措置者の10月以降の実態につきましては、現在、介護保険調査員が介護認定更新時に、認定調査とあわせて状態像等の実態調査に努めているところでございます。

今後とも実態把握に努めることなどを行いながら、議員、先ほどありましたように、独自の助成はどうかということでございますが、このような制度の変更趣旨を踏まえながら、今後検討してまいりたいと考えております。

議長（高木将君） 産業部長。

〔産業部長 小林平君登壇〕

産業部長（小林平君） 7点目の、住宅リフォーム助成制度の継続についてお答えいたします。

住宅リフォーム資金助成の事業につきましては、市内の中小施工業者に対する緊急的な経済対策の一環として、平成16年度から平成18年度までの3年間を期限として実施してきたものでございますから、今年度末で終了するということになります。

地域経済効果等、どう評価するのかということでございますが、工事費総額を見れば、ことしの11月までで約4億8,500万円相当の金額になっておりますが、この制度の目的は、リフォームのきっかけづくりの制度ということもありますが、あくまでも市内の中小の施工業者に対する緊急的な経済対策として実施してきたものでございます。

今後につきましては、ほかの助成制度などもございますので、これらの見直しに合わせ

まして、検討していきたいと考えております。

議長（高木将君） 市長公室長。

〔市長公室長 川又善行君登壇〕

市長公室長（川又善行君） 広報紙への広告掲載についてのご質問にお答えいたします。

広報紙への有料広告の掲載につきましては、1つには、財源の確保を目的としておりまして、広告スペース当たりの発行経費のおおむね2.5倍の掲載料を得られることとなっております。また、安価な料金で広告が掲載できますことから、小規模な事業者にも活用機会を与え、地域産業の振興を目的として制度化したものでございまして、県内の21市でも、既に実施、または検討されている状況でございます。

情報量が少なくなるのではないかとのご質問についてでございますけれども、広告を掲載することにより、市民の皆様にお伝えする情報量が少なくならないよう、今後とも写真や図、グラフの活用など、工夫を凝らしながら、わかりやすい情報の提供や親しみやすい紙面づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

広告掲載者の対象者につきましては、日常生活圏域にあります地域の振興を考慮しまして、本市においては、県北地区の市町村に事業所等を有する方を対象としたところでございます。なお、既に広告掲載を実施しております市においても、大多数が市外の事業者等を対象としている状況でございますので、こうしたことを勘案し、要項を定めたものでございます。

なお、現在の応募状況でございますけれども、1コマ分1万円の広告に対しましては、1月号分で6社、2月号分で8社、3月号分で4社からの応募がございました。また、2万円の広告に対しましては、1月号分で1社、2月号分で1社、3月号分で2社の応募がございました。なお、これらの事業者は、すべて市内の事業者となっている状況でございます。

以上です。

議長（高木将君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 綿引優君登壇〕

市民生活部長（綿引優君） 半田市の状況でございますが、すべては確認しておりますけれども、先ほど議員の説明いただきました点につきましては、把握をいたしております。それによりまして、企業の倫理と社会的責任についてであります。やはり行政の役割と責務が住民福祉の増進を図ることであり、最も重要なのは市民の安全安心を守ることです。市民の安心安全に係る業務を行う企業につきましては、利益よりもより社会的責任を果たすことが最も大切だと思います。特にコンプライアンス、法律遵守が大切であると考えております。

議長（高木将君） 26番宇野隆子君。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 2回目の質問をいたします。

新年度予算編成についてですけれども、まだ編成過程ということで、本当の基本方針です。基本的なことについて説明をいただきましたけれども、確かに国の悪政の中で、自治体も、また市民も、非常に大きな負担増で大変な状態に置かれていると。市においても、財源の問題でも非常に厳しくなっているわけなんですけれども、この中で、やはり第5次総合計画の中にもありますけれども、行財政改革の推進と、それからまた職員の英知を結集した自助努力ということで財政体質の強化に努めながら、やはりそれによって生み出された財政効果といったことを、さまざまな施策に展開していくということについて、行財政改革については、やはり住民サービスを低下させないと、負担増させないと、市民の犠牲のもとに行財政改革が行われては、これまた問題があるわけですから、こういう中での改革の推進と職員の英知の結集という中で、自助努力ということで、ぜひ進めていただきたいなと思いますけれども、一言この点についてご答弁いただければと思います。

それから、財源の確保ですけれども、茨城新聞に談合問題について出ていまして、旧金砂郷の談合の事件ですけれども、時間がなくていろいろ省きますけれども、農集排工事の適正落札率は、検察側では70%と推定していると。平均落札率がどうかといいますと、98.69%と、ひどい高どまりになっていると。4,600万円の損害を町に与えたということで、この請求ということで、こういう記事が載っておりますけれども、当市の落札率というのは全体として非常に高どまりになっているという部分では、例えば1億円の請負契約ということで、大体96から九十七、八%までになっているわけなんですけれども、これを10%下げただけでも、1億円ですと1,000万円ですね。こういう部分では、やはりこういう談合などが起きないしっかりとした入札制度ということも、1つ財源確保につながると思いますので、この辺での改革についてお伺いしたいと思います。

PCBの処理施設につきましては、先ほど、同じような日本車両が行っているところの半田市議会の全会一致の「企業としての倫理の確立と責任を求める決議」ということで述べましたけれども、本当にやみ図面による無届け無許可改造を繰り返していると、日本車両の企業責任というのは一体どうなのかと。常陸太田市において、安全安心ということで盛んに動いておりますけれども、この日本車両がまた常陸太田市でどういう建設計画を進めるのかということには、非常に心配が大きいと。

ですから、市長は、安全と安心の担保が得られないような事業であればと、もう一つ、地域住民の賛同が得られなければということで、これから事業計画書の中に添付する調査状況の調書ですけれども、これに対して地域住民の賛同が得られないということでは、7,000名からの署名ではっきりしていると。それから、安全と安心の担保が得られないならばということで、市長自身はこの日本車両の建設計画について、企業側は、安全な施設をつくるんだと盛んに振りまいておりますけれども、この安全ということについてはどう考えているのか、この部分について伺いたいと。

これは、やはり実機試験、あるいは建設して、排PCBの中でどういう事態が起こるか、しれないという状況をたくさん含んでいるわけで、ですから、建設計画の中で、私自身は、

こういう半田市の状況から見ても、会社が安全だということは言えない状況にあると思いますけれども、ただ市長が担保ということをおっしゃっておりますので、この問題について伺いたいと思います。

教育問題ですけれども、15日に国会の中で、さまざまな国民の反対の中で、慎重で徹底的な審議をしてほしいという声を無視して、教育基本法が改悪されたわけです。改悪教育基本法といいますか、可決成立したと。この中には、非常にいろんな問題が含まれているわけなんですけれども、私は、先ほどの教育長のいじめ問題をどうするのかということについては、教育的な基本的な問題が、そこに全然出ていないわけですね。家庭の問題、子供の問題、少子化の問題等々出されましたけれども、この教育基本法改悪は、今、国民が心を本当に痛めているいじめの問題など、教育が直面する問題を解決するものになっていないと。

今後、改悪教育基本法の具体化が進められていくことになりましてけれども、教育現場での矛盾というのを深めるのではないかと。その1つには、教育振興基本計画の策定があると思います。そしてまた、全国一斉学力テストの実施と結果の公表とか、習熟度別指導とか、それから教員に対しても評価システムの導入と、こういうことが考えられていると。子供にも教職員にも、歯どめのない競争とふるい分けの教育を押しつけようとしていると。こういう中に、私はいじめの本質があるのではないかと思います。いじめの問題の解決など、国民の教育への願いとは両立しないどころか、事態をさらに深刻化する改悪の教育基本法であると思うわけです。政府与党が強行採決したわけですけれども、私は、この教育基本法が改悪された今、憲法に依拠して子供を守ることが非常に大事だと思いますけれども、教育長のご見解を伺いたいと思います。

福祉用具貸与の問題ですけれども、調査を調査員に任せていると。この中では非常に時間がかかるのではないかなと。やはり実態をきちんとつかむという上では、行政がみずから調べる必要があるのではないかと。どういうところで困難を抱えているのか、そしてその上での手だて、やっぱりこれも早急に必要ではないかと思いますけれども、この辺でのお考えを伺いたいと思います。

それから、住宅リフォーム助成制度については、検討中だと言いますけれども、実績が地域経済の活性化に非常に生かされたというようなことは、承知しておられるようですがけれども、検討中というのは、今この期に及んで非常におくれていると。実際やるのかやらないのか、もう少しそのあたりのお考えを伺いたいと思います。

広報の問題ですけれども、地域が非常に広い範囲にわたっていると。今回、幸いにして地元だけにとどまったということですがけれども、規定の中では広範囲になっているわけですね。この部分についてもどうするのかということがあると思います。この辺での考えをひとつ伺いたいと。

それから、やはり財政的には、本当に厳しいですよ。経費節減とともに、増収対策に大きな課題があると思いますけれども、こういうところに増収を求めるのはどうかと。私は、

商業の振興ということであれば、第5次総合計画の中にもうたわれているように、やはりもっと地元の商工業を支援するという立場での、本来の意味での経済効果、それから地元の経済の活性化も図られるのではないかなと。やっぱり一部の業者の広告、税金を使っての広告、税収にはなるとはいえ、こういうところからの税源を求めるといのはどうかと思いますので、その辺について伺いたいと思います。

以上で、2回目の質問を終わります。

議長（高木将君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 柴田稔君登壇〕

総務部長（柴田稔君） 2回目のご質問にご答弁を申し上げます。

まず、新年度予算編成の中で、やはり住民サービス、負担をさせない対策の中で一言ということでございます。当然、先ほどご答弁申し上げましたように、事務事業等の徹底した見直し、人件費削減というのを念頭に置いて、現在編成方針を進めていくという考えには変わりございません。また、こういう住民負担を抑えるというような意味でも、財源の確保というのが大変重要になってまいります。そういう中で、企業誘致活動につきましても積極的に推進をし、一方で自主財源の確保というのも図るというようなことで、全体の予算編成の中で、歳入歳出のそういう努力をしてみたいというふうに考えているわけでございます。

それと、もう1点、入札制度関係のご質問が出ました。そういう中で、現在、指名業者の事前公表をやっているわけでございますが、これにつきましては、今後、事後公表というのを予定しまして、そういう改正の中で、談合問題を防ぐ方策を、現在、入札制度の検討委員会の中で検討をしているわけでございます。

また、一般競争入札の拡大としましては、土木が3,500万、建築が5,000万以上の工事を、これから2,000万以上の工事というふうに改正を、今、予定をしているわけでございます。さらに、契約書の中に、談合という事実が後日判明した契約ということになった場合については、そういう談合の違約金として10%というのを、県と同じようにはっきり明記をしていくというような状況で、現在、入札制度検討委員会の中で対応を検討しているところでございます。

以上です。

議長（高木将君） 市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） PCBに関します2回目のご質問にお答えをしたいと思います。

お尋ねは、安全についてどう考えているのかというお尋ねでございます。PCBに限らず、いろいろな企業での生産活動、あるいは処理活動、ひいては我々の日常の車に乗るときの交通ルール等、定められたとおりにはびたっといけば事故は起きないと思います。しかし、東海村の某企業で、厳しく規制されております放射性物質の製造に関して、死亡事故まで起こすような大災害が発生したわけでありまして。災害が一たび発生をしたときに地域

住民に対して安全が確保できない、そういうことに関しては、安全な業務内容というふうには理解はできないところであります。

議長（高木将君） 教育長。

〔教育長 小林啓徳君登壇〕

教育長（小林啓徳君） 教育関連の再度のご質問にお答えをいたします。

いじめの問題と教育基本法が改定された点の関連でございますけれども、社会がとにかく大きく変化した中で、いじめの問題だけではなく、親が子を、あるいは子が親を殺害するというような、子供たちを巻き込んだ大変悲しい事件が多くなってきているのも現状でございます。

そういう点において、学校だけの対症療法では、既にもう限界に来ている。この基本法の中に、家庭の役割、あるいは地域社会の役割というものが明記されてきているわけなんです、それによりまして、学校、家庭、地域がそれぞれの役割分担をし、さらにまた連携をした中で、子供たちを含めた教育に当たっていくという面において、これからも期待をしているところでございます。

議長（高木将君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 増子修君登壇〕

保健福祉部長（増子修君） 福祉用具貸与の緊急調査と対策について、2回目の質問にお答えいたします。

早目の実態把握、または調査ができないかということでございました。これにつきましては、介護保険調査員が介護認定の更新時に認定調査とあわせて方向づけをしていくということは、基本的にやってまいりますが、今後、そのほかにも、担当課を通しまして担当の居宅介護支援事業者のケアマネジャー等にも照会をして、方向づけをしてまいりたいと考えております。

議長（高木将君） 産業部長。

〔産業部長 小林平君登壇〕

産業部長（小林平君） 再度のご質問にお答えいたします。

住宅リフォームの件でございますが、第1回目の答弁のとおりでございます。この住宅リフォーム資金助成事業は、今年度で終了することになります。先ほどの中で検討していきたいと申し上げましたのは、ほかの類似の助成制度もありますので、これの見直しにあわせて検討していきたいというものでございます。

議長（高木将君） 市長公室長。

〔市長公室長 川又善行君登壇〕

市長公室長（川又善行君） 2回目のご質問にお答えいたします。

広告事業者の申し込み可能範囲でございますけれども、安定した収入の確保を図り、さらには、生活圏域を考えまして、また他市の状況等も勘案しまして、県北地域一帯を可能な範囲としたものでございます。



また、一部業者の広告はいかがかのご質問でございますけれども、有料広告の募集に当たりましては、広く公募してございまして、特定事業者を優遇するという考えはございません。なお、商工業の振興につきましては、他の商工振興策を初め、この広告もその1つと考えております。

以上でございます。

議長（高木将君） 26番宇野隆子君。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 3分の持ち時間がありますので、さらに伺いたいと思っておりますけれども、教育の、いじめなど子供をめぐる問題の対策について、私は先ほど、改悪教育基本法について述べましたけれども、教育長の答弁の中で、私が聞き間違えたのかもしれないけれども、学校、家庭、地域と、こういうところでの家庭の役割、地域の役割等々が明記しているということで、期待しているという意味ですけれども、これは改悪教育基本法に対して期待しているのかどうか、このところを確認したいと。

今、日本弁護士会でも、この教育基本法の改悪については反対していると、現場の声も大きいと。そして、記憶に新しいやらせの問題ですね。タウンミーティング、世論誘導を図りながら、責任の所在も明らかにしない、こういう政府、文部科学省が、教育への無制限の介入の権限ということを経験したように、子供と教育の未来を閉ざすことになるのではないかなと、このような意見も出されておりますし、私もそのように思うわけですけれども、こういう中で、今回の改悪基本法の問題について、もう一度確認の意味で、教育長のご答弁をいただきたいと思っております。

住宅リフォームについて、これは、商工業、農業の振興、観光に磨きをかけ、地域経済活性化に努め、税源基盤の強化を図るという意味では、非常にいい制度だと。当初、不況の中での経済効果だということで始まったということですが、まだまだ役割は果たされていないと思っておりますけれども……。

議長（高木将君） 26番、時間になりました。

26番（宇野隆子君） この点についていかが考えておりますか。

時間になりましたので、以上2点についてお伺いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

議長（高木将君） 答弁を求めます。教育長。

〔教育長 小林啓徳君登壇〕

教育長（小林啓徳君） 3回目のご質問にお答えをいたします。

先ほど、教育基本法の改正の件について出てまいりましたけれども、議員ご発言の改悪基本法ということでおっしゃってございましたけれども、私の方からすれば、改正された教育基本法に期待をしておるところでございます。

議長（高木将君） 産業部長。

〔産業部長 小林平君登壇〕

産業部長（小林平君） 3回目のご質問にお答えいたします。

住宅リフォーム制度を，リフォームを実施するきっかけづくりとなる助成制度と見ますれば，先ほどのように，工事費総額から見れば，経済的効果はあったと考えられます。しかし反面，本来の市内の中小施工業者の緊急的経済対策の面から見ますと，受注業者の偏りがございますことから，広く中小施工業者を利用していただくことができていないことからすれば，効果があったと見るのも難しいと言えるかと存じます。

以上でございます。

〔「その部分だけ改善をすればいいんじゃないんですか」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） 以上で，一般質問を終結いたします。